

令和 6 年 天草市農業委員会第 12 回総会議事録

令和 6 年 12 月 24 日天草市役所本庁 3 階第 3 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11 名）

1 番	本 田 実 君	2 番	山 下 和 弘 君
4 番	淀 川 洋 一 君	5 番	猪 原 真 滋 君
7 番	野 中 幸 廣 君	8 番	平 岡 敬 則 君
9 番	川 口 明 君	10 番	富 崎 ま す み 君
11 番	黒 川 紀 世 子 君	12 番	端 田 睦 子 君
13 番	山 並 彰 一 郎 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

3 番	金 棒 康 二 君	6 番	中 村 三 千 人 君
-----	-----------	-----	-------------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	上 原 和 之	局長補佐	松 本 馨
参 事	内 田 富 隆	書 記	宮 川 楓 大
書 記	池 上 翔		

開 会

日程第 1		議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 79 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 80 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 81 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 82 号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 83 号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第 7	議第 84 号	非農地証明書交付申請について
日程第 8	議第 85 号	非農地判断について
日程第 9		報告事項について

閉 会

開 会 14 時 30 分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和 6 年天草市農業委員会第 12 回総会を開会致します。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。運営委員会から引き続き、総会に入ります。本日は 3 条が 9 件、4 条が 3 件、5 条が 10 件、利用権設定が 24 件、非農地が 6 件で、合計 52 件の案件が提出されております。慎重なご審議をお願いし、会長の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○事務局（上原和之君） 本日は、3 番の金棒委員、6 番の中村委員より欠席の届出が出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長にお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、10 番富崎委員、11 番黒川委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 79 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。佐伊津町の譲受人は、佐伊津町の譲渡人より、佐伊津町の田 5,537 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇から〇〇へ約〇〇kmと約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には飼料稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○12 番（端田睦子君） 12 番端田です。先日、堤内推進委員と現地確認を行いました。今回の申請内容は〇〇と〇〇との親子間贈与でございます。譲受人は農業大学校を卒業されておりました、卒業後 5 年以内に自分の農地で営農したいとのことでしたので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。亀場町の譲受人は、楠浦町の譲渡人より、楠浦町の畑 903 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認を行いました。譲受人は申請地の隣のハウスでみかんを栽培されています。規模をさらに拡大して営農を行うとのことでしたので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。本渡町の譲受人は、本渡町の譲渡人より、本渡町の畑 1,504 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。譲受人の自宅が申請地の向かい側にあります。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 4番について説明します。本町の譲受人は、北原町の譲渡人より、本町の田925㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○12番(端田睦子君) 13番端田です。先日、現地確認を行いました。申請地は、譲受人が長年耕作をされており、本来は交換で取得する予定でしたが、譲渡人が農業をされていないので出来なかったとのことでした。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 資料②の2ページをご覧ください。5番について説明します。倉岳町の譲受人は、愛知県の譲渡人より、倉岳町の田2,753㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で5枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはみかんを栽培される計画です。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○13番(山並彰一郎君) 13番山並です。先日、現地確認を行いました。現地は耕作しにくいような場所でしたが、しっかり管理されておりました。果樹を植える準備をされているとのことでしたので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番についてですが、農業委員会等に関する法律第31条第1項で、農業委員は自己の関する事項については、その議事に参与することができないとあり、議事参与の制限に該当致しますので、ここで、山並委員の退席を求めます。

(山並委員退席)

○議長（本田実君） それでは、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 6番について説明します。倉岳町の譲受人は、北九州市の譲渡人より、倉岳町の田1,381㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願い致します。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。山並委員に代わって意見を申し上げます。12月18日に現地確認を行いました。以前、農業委員会でひまわりの植栽を行った農地の〇〇の田んぼです。耕作もされておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。山並委員の入室を求めます。

(山並委員入室)

○議長（本田実君） 次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 7番について説明します。天草町の譲受人は、福岡市の譲渡人より、天草町の畑150㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該

当しておりません。申請地には野菜を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○9 番（川口明君） 9 番川口です。先日、現地確認を行いました。親戚同士での贈与で、現地を確認したところ、野菜を作っておられましたので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 8 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 3 ページをご覧ください。8 番について説明します。天草町の譲受人は、福岡市の譲渡人より、天草町の田と畑 2,448 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の東側と西側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で 3 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。次が現地の写真になります。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲と野菜を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（川口明君） 9 番川口です。先日、現地確認を行いました。譲受人の自宅付近の農地で水稲と野菜を栽培されております。きれいに管理されておりましたので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 9 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 9 番について説明します。天草町の譲受人は、沖縄県の譲渡人より、天草町の田 464 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道

389 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはマコモを栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○9 番（川口明君） 9 番川口です。12 月 23 日に松本推進委員と現地確認を行いました。譲受人の自宅の目の前の農地で、非常に使い勝手が良い農地です。譲渡人が沖縄県に居住されており、譲受人が長年管理しているとのことでした。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 3、議第 80 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 4 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の畑 2,164 m²に植林をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難であったため、ヒノキ 400 本を既に植林しております。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願いします。

○10 番（富崎ますみ君） 10 番富崎です。先日、井上推進委員と現地確認を行いました。

昭和 44 年に植林されている場所で周囲も入っていけないほど山林化しておりました。譲受人の父の代で植林されたとのことでしたので、仕方がないことだと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は深海町の個人で、深海町の畑346㎡を個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが老朽化しており、移転新築したいため、住宅1棟、駐車場3台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお宅地の基礎部分が既に完成しているため、転用者より始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。金棒委員が欠席のため、代わって説明致します。12月19日に現地確認を行いました。既に基礎工事が完了しておりました。農地選定の理由書や経緯が記載された始末書も提出されておりました。仕方がないことかなと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。始末書が出ておりますが、工事の着工が令和6年8月と直近のものになります。このような案件は今まで何度かありましたが、原状回復命令等のペナルティを出すような事案にならないのでしょうか。

○事務局（上原和之君） 農地転用許可前に基礎工事を始めていたということで、事務局としても非常に悪質であるという認識です。既に工事を始めておられたのですが、許可が下りるまでは工事を完全にストップしていただくという形でペナルティを課しているところです。

○4番（淀川洋一君） 農業委員会の職務として、利用状況調査を毎年行っております。基礎工事を始めた直後に発見は出来なかったのでしょうか。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。航空写真を見ていただくと分かるのですが、住宅地に囲まれており、県道からも見えない場所です。私も現地確認したときには、ここは農地かなと思うくらい潮風にも当たり営農もできないような場所だと思います。以上です。

○4番（淀川洋一君） 分かりました。

○議長（本田実君） 他にありませんか。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。以前も五和町で農地転用許可前に工事に着工していた案件がありました。農地転用許可が必要だと知らない一般市民の方は多いと思いますが、建築業者はそのあたりは把握しなければならないと思います。事務局として、建築業者に改めて周知を行う必要があるのではないのでしょうか。

○事務局（宮川楓大君） 補足で説明致しますが、この案件の建築工事を請け負った業者は当然、農地転用許可申請の存在は知っておられました。しかし、担当者の変更で新人の方が担当となり、その引き継ぎ段階で不備があったそうです。

○事務局（上原和之君） 山下委員から意見があったとおり、建築会社等に農地法について周知を図り、遵守していただく必要があると思いますので、事務局で対応策を検討致します。

○2 番（山下和弘君） 分かりました。

○議長（本田実君） 他に質疑がありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3 番について、事務局から説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 3 番について説明します。転用者は中央新町の個人で、船之尾町の田 90 m²を共同住宅に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、共同住宅としての需要が見込まれたため、共同住宅 1 棟、物置 1 棟、通路として利用する計画です。資料③の 5 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願いします。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。始末書に記載されているとおり、前々所有者が転用してしまったとのことですので、仕方がないことかなと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 4、議第 81 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 5 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の田 241 m²を贈与により取得し、個人住宅へ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、当時の住まいが老朽化しており、移転新築する必要があったため、住宅 1 棟、駐車場 2 台、庭として利用する計画です。資料③の 6 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○11 番（黒川紀世子君） 11 番黒川です。先日、現地確認を行いました。既に住宅が建築されており、始末書が提出されております。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2 番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の田 551 m²を売買により取得し、店舗及び駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、譲受人が営む店舗及び従業員と来客用の駐車場が不足しているため、店舗 1 棟、駐車場 20 台として利用する計画です。

資料③の 7 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12 番（端田睦子君） 12 番端田です。先日、堤内推進委員と現地確認を行いました。譲受人の父親の代から申請地を店舗と駐車場として利用しております。農地法の許可が必要であることを知らなかったとのことですので、仕方がないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3 番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、志柿町の畑 29 m²を贈与により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、転居する住宅の来客用の駐車場が不足しているため、駐車場 1 台として整備し、利用する計画です。資料③の 8 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11 番（黒川紀世子君） 11 番黒川です。先日、現地確認を行いました。農地の状態ではなく、日当たりも悪く農地としての利用ができない土地ですので、駐車場として活用していたことは良い事だと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に、4 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 4 番について説明します。転用者は栄町の法人で、本渡町の田 730 m²を売買により取得し、建築条件付宅地分譲地に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅用地としての需要が見込まれるため、宅地分譲 2 区画として整備し利用する計画です。資料③の 9 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。隣の造成中のところは 10 月に許可を出した場所です。付近は住宅化が進んでおり、交通の便が良いところですので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5 番と 6 番の件について、関連する内容でございますので、事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 6 ページをご覧ください。5 番と 6 番について、関連する内容であるため、一括して説明します。転用者は愛知県の個人で、今釜町の畑 318 m²を贈与、今釜町の畑 190 m²を売買により取得し、共同住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、共同住宅用地としての需要が見込まれるため、共同住宅 1 棟、駐車場 12 台、通路、自転車置場として整備し利用する計画です。資料③の 10 ページと 11 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の

説明とおりです。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 7番について説明します。転用者は有明町の法人で、有明町の田 677 m²を売買により取得し、資材置場及び駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道河内上津浦港線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、譲受人が営む事業で利用する資材置場及び駐車場が不足しているため、駐車場4台、資材置場として整備し利用する計画です。資料③の12ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、数年前から駐車場として利用されているため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。12月22日に山下推進委員と現地確認を行いました。譲渡人は遠方に住んでおられ、管理ができない状況でございます。譲受人は〇〇であり、事務所の前の農地で利便性も良く、資材置場と駐車場として適しているため、今回取得に至ったそうです。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 8番について説明します。転用者は佐賀市の法人で、河浦町の田 4,330 m²を売買により取得し、太陽光発電施設に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色し

た国道 389 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電施設を設置して、売電収入を得たいため、太陽光パネル 695 枚を設置して利用する計画です。資料③の 13 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。また、この案件は、転用面積が 3,000 ㎡を超えるため、許可相当の判断を頂いた場合、来月開催される熊本県常設審議委員会に諮問する予定です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7 番（野中幸廣君） 7 番野中です。先日、現地確認を行いました。長年耕作されていない土地で荒廃化が進んでおります。周囲に耕作されている農地もございませんので、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、9 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 7 ページをご覧ください。9 番について説明します。転用者は京都市の法人で、五和町の畑 999 ㎡に地上権を設定し、太陽光発電施設に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電施設を設置して、自社消費用の電力を得たいため、太陽光パネル 214 枚を設置して利用する計画です。資料③の 14 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。12 月 21 日に小松山推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりです。日当たりも良いですし、周辺も耕作放棄地が増えておりますので、有効活用していただくことは良い事だと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、10 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 10 番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、五和町の田と畑 3,267 m²を売買により取得し、貸サッカー練習場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、サッカー練習場としての必要があるため、サッカー練習場、駐車場 18 台、トイレ、通路、転回スペースとして整備し、利用する計画です。資料③の 15 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。また、この案件は、転用面積が 3,000 m²を超えるため、許可相当の判断をいただいた場合、来月開催される熊本県常設審議委員会に諮問する予定です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。12 月 21 日に原田推進委員と現地確認を行いました。申請地では、譲渡人が水稻を栽培されておりましたが、3 年ほど前に体調を崩されまして、耕作できなくなったとのことでした。貸サッカー練習場へ転用することと、あまり例がありませんが懸念事項等も確認していただいておりますので、特に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 82 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56

号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。資料②の8ページから10ページをご覧ください。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が3件、再設定が3件、合計6件で、筆数10筆、総面積が16,183㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の16ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長(本田実君) 日程第6、議第83号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局(池上翔君) 農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。資料②の11ページから18ページをご覧ください。利用権の新規設定の計画が10件、再設定が0件、更新の計画が4件、再配分の計画が4件、利用権移転の計画が0件、合計18件で、筆数37筆、総面積が43,597㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の17ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第2項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございますか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長(本田実君) 日程第7、議第84号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が2件、御所浦地域が1件、天草地域が1件、五和地域が2件の計6件です。筆数は全体9筆、面積は6,885㎡となっております。資料③の18ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の19ページの現況欄に表示して

おります。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が2 番と3 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が4 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が5 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が6 番と7 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が現地の写真です。次が8 番と9 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 2 番と3 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 4 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 5 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 6 番と7 番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 8 番から 9 番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第 8、議第 85 号、非農地判断についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 議題第 85 号、非農地判断についてご説明致します。この議題は、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断について、農水省経営局長、同省農村振興局長通知により、再生利用が困難であると判断した農地について、農地に該当しない旨の判断をお願いするものであります。利用状況調査の結果をもとに、「荒廃農地 B 分類」と判定された農地について、非農地判断を行うものでございます。今回、非農地判断をお願いする農地は、新和町大宮地の農地 197 筆、面積が 147,960 m²でございます。これらの農地は、去る令和 6 年 11 月 19 日に最適化推進委員の小田委員、事務局職員の植村、内田の計 3 名で現地確認を行い、山林の様相を呈しており、農地への復元が困難な農地である、周囲の状況から、継続して耕作することが困難な農地であることを確認致しております。非農地判断が得られれば、その後の事務としましては農地台帳整備を行うとともに、所有者の方へ非農地通知書を発出し、法務局にて地目変更登記を行っていただくよう要請します。このほか、法務局や市課税関係部署へも非農地判断をした旨の情報提供を行う予定でございます。以上、ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（本田実君） ただいま説明がありましたが、ご意見はありませんか。

(意見なしの声あり)

○議長（本田実君） 意見がなければ本件につきまして、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ご異議がありませんので、提案された「非農地判断について」に記載された農地については、非農地に認定致します。

○議長（本田実君） 日程第 9、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 30 ページをご覧ください。農地利用形状変更届、第 4 条許可不要転用届及び第 5 条許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君）　これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和6年天草市農業委員会第12回総会を閉会致します。

閉　会　　15時50分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

水田 実

署名委員

富崎 ますみ

署名委員

黒川 紀世子